

けやき台自治会車両取扱規則

平成22年4月25日
規則第 6 号

(目的)

第1条 本規程は、けやき台自治会(以下「自治会」という。)所有である車両(以下「車両」という。)の取扱について定めるものとする。

(車両の使用)

第2条 車両は、自治会活動または自治会会員の活動に使用するものとし、営利活動に使用若しくは貸与してはならない。ただし、他の自治会等が住民のために使用する場合は、自治会会長の承認を受けて使用することができる。

(車両使用の手続き等)

第3条 前条により車両を使用する者(以下「使用者」という。)は、自治会会長宛に「けやき台自治会車両使用申込書(様式一車両第1号)」を提出するとともに、次に掲げる項目を車両始業点検表(様式一車両第2号)に記録し、車両返却の際に報告しなければならない。なお、運行中の異常等があれば併せて報告するものとする。

1. 運転者の氏名
2. 出発・帰着の日時
3. 出発・帰着時の走行距離計の数値
4. 用途・行き先

(緊急時の取扱)

第4条 自治会において、緊急に車両が必要な事態が生じたときは、使用者は、使用中といえども直ちに車両を返却しなければならない。

(借主負担)

第5条 車両使用中に起きた事故については、使用者の責と負担において一切を解決するものとし、自治会にいささかの迷惑をかけてはならない。

(車両鍵の保管管理)

第6条 車両の鍵の保管管理責任者は、総務部長とし、保管及び貸出しを確実に遂行しなければならない。

(車両の整備等)

第7条 車両の整備等責任者は、総務部長とし、点検整備を遂行し、常に安全運転の状態を維持しなければならない。

2. 整備等責任者は、車両の任意保険の加入・継続手続きを行わなければならない。

(運転者の遵守事項)

第8条 使用者（車両の運転者を含む。）は、車両の運転にあたっては常に人命尊重を旨とし、道路交通法等関係諸規程を遵守し、安全運転に努めなければならない。

(事故処理)

第9条 車両運行中に交通事故が発生した場合、当該車両の運転者その他の乗務員は、直ちに車両の運転を停止して、負傷者を救護する等道路交通法第72条第1項に定める措置を講じるとともに、警察署及び自治会会長に報告し、その指示を受け、適切な処置を執らなければならない。

(損害賠償)

第10条 自治会活動及び地域活動中の交通事故に伴う損害賠償金及びその他当該事故にかかる一切の費用については、次の場合は原則として全額使用者の負担とする。

1. 無断で車両を使用し運転した場合
2. 事故の原因が故意または重大な過失による場合
3. 事故の報告がない場合
4. 事故処理の未解決または示談未成立のまま退会した場合
5. 前各号以外の事由で自治会がその負担を承諾できない場合

2 前項各号の一に該当した場合、当該事故当事者は、事故発生に伴う損害賠償金及びその他当該事故にかかる一切の費用について、即時全額弁済しなければならない。

(損害賠償金の求償)

第11条 前条において、自治会が損害賠償金を負担した場合、自治会は当該事故当事者に対し、その賠償金を求償することが出来る。

(反則金・科料・罰金等)

第12条 運転者その他の乗務員が、交通事故もしくは諸法令に違反し、交通反則金等の行政処分または刑事処分を科せられた場合の納付金は、全額運転者その他の乗務員の負担とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、自治会役員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月25日から施行する。